**平成２２年（フ）第１００７９号**
東京都江戸川区中葛西１丁目23―２―201
債務者　増田　幸蔵
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１００９３号**
東京都葛飾区青戸６丁目14―７―804　青戸第２ローヤルコーポ
債務者　芳澤真由美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１００号**
東京都葛飾区東新小岩２丁目10―５―105
債務者　坂野みさ枝（旧姓大角）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１１７号**
東京都西東京市南町３丁目23―５―308
債務者　関　マナミ
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１１８号**
東京都世田谷区深沢４丁目７―７―303
債務者　三上　節子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１２１号**
東京都多摩市永山２丁目24―１―305
債務者　久米　邦彦
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１３０号**
神奈川県川崎市宮前区野川2908―１―202
債務者　田村　浩幸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１３１号**
神奈川県川崎市宮前区野川2908―１―202
債務者　田村　由美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１３３号**
東京都大田区東嶺町40―６―101
債務者　藤井　美鈴
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１３４号**
埼玉県八潮市木曽根1096―２、住民票上の住所北海道北斗市清川552
債務者　野田　啓太
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１３６号**
東京都足立区竹の塚１丁目５―26―504
債務者　杉岡美千代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１４８号**
東京都大田区大森東１丁目36―６―419
債務者　藤原　　仁
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１６３号**
東京都板橋区本町27―13―401
債務者　狹石　明美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１７０号**
東京都西東京市新町５丁目９―３―Ｃ202
債務者　高倉由美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０１７４号**
東京都北区上十条４丁目８―16―101
債務者　伊藤　哲雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２１９号**
横浜市都筑区長坂６番27号　インペリアルカーサ102
債務者　樋口　善也
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部